

# 報告書

～市民の信頼回復に向けて～

平成22年8月

篠山市議会  
収賄事件再発防止調査特別委員会

# 目 次

1．はじめに	2
2．入札制度改革にかかる調査・研究について	
(1)本市における入札制度の現状について	3～4
(2)他自治体における入札制度事例の調査・研究	5
(3)事業者との意見交換	6
3．職員倫理にかかる調査・研究について	
(1)公判の傍聴	6
(2)現状把握と今後の方向性について	6～7
4．報告・申し入れ	7
5．終わりに	8

別添

参考資料1：県内自治体（市）における入札制度の現状

参考資料2：変動型最低制限価格制度に係る試行例

## 1 . はじめに

---

平成22年4月30日の夜、収賄容疑による市職員逮捕という、大変悲しく、絶対に許されない事態が発生した。

5月1日(土)に緊急の市議会全員協議会を開催し、執行部から事故の概要について報告を受けた。その後も、随時、全員協議会で経緯・経過の報告を受けるとともに、政策総務常任委員会においては、本市の懲戒制度及び入札制度について調査を行った。

この事件を受け、本市では事件の原因究明や職員に対する不当な圧力や働きかけを防ぐ職場環境づくりや公正な入札制度の確立等、公正な市政実現に向けた審議を行うために、「篠山市職員汚職・反省と根絶委員会」が設置された。

市議会としても、市民の信頼を裏切るような行為を見抜けなかった責任も真摯に受け止めながら、再発防止や市民の信頼を回復していくための取り組みについての調査研究を行うことを目的に、平成22年7月1日に「収賄事件再発防止調査特別委員会」を設置し、調査と議論を重ねてきた。

### 【参考】

#### 収賄事件再発防止調査特別委員会設置決議より

- |          |  |
|----------|--|
| 1 名 称    | 収賄事件再発防止調査特別委員会                          |
| 2 設置の根拠  | 地方自治法(昭和22年法律第67号)第110条及び委員会条例第5条        |
| 3 目的     | クリーンな入札制度の構築と行政関係者のモラルの向上を図るための調査研究を行うこと |
| 4 委員の定数  | 6人                                       |
| 5 付議事件   | 事件の再発防止等に係る調査研究に関すること                    |
| 6 設置期間   | 調査が終了するまで                                |
| 7 閉会中の調査 | 議会の閉会中も継続して調査できるものとする。                   |

#### 収賄事件再発防止調査特別委員会名簿

委員長	林 茂	副委員長	前田 えり子
委員	森本 富夫	委員	本莊 賀寿美
委員	大上 磯松	委員	堀毛 隆宏

## 2 . 入札制度改革かかる調査・研究について

収賄事件再発防止調査特別委員会では、まずはクリーンな入札制度の構築に向けて調査・研究を行うこととした。

### ( 1 ) 本市における入札制度の現状について

まず、本市における入札制度の現状を確認するとともに、それぞれのメリットやデメリット等の検証を行った。

#### 【入札方式】

本市における入札・契約手続きは、下記の方法により執行している。

##### 随意契約

競争による方法によることなく、発注者が任意に相手方を選び、契約を締結する。( 地方自治法施行令第 167 条の 2 に規程のものに限り行うことができる )

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害復旧等、緊急時の対応が可能。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・恣意的な運用のおそれがある。</li><li>・競争性の低下を招くおそれがある。</li></ul>

##### 指名競争入札

発注者が発注工事の技術的特性等に応じて、有資格業者名簿中から指名基準により競争入札に参加させる業者を選定し、その者の中で競争を行い、予定価格と最低制限価格内においてもっとも最低制限価格に近い価格を示した者との間で契約を締結する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>・施工能力等、工事に合わせた能力を有する業者を選定できる。</li><li>・不適格事業者等を事前に排除できる。</li><li>・入札参加審査等の事務量の軽減。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・恣意的な運用のおそれがある。</li><li>・指名行為による競争性の低下と談合誘発の可能性がある。</li><li>・入札参加機会が制限される。</li></ul>

##### 制限付一般競争入札

建設工事の場合で、競争参加希望者に対して入札公告で示した一定の資格審査（施工実績、技術者の配置等）を実施した後、その資格を有する建設業者に限り競争入札に参加させる業者を選定し、その者の中で競争を行い、予定価格と最低制限価格内においてもっとも最低制限価格に近い価格を示した者との間で契約を締結する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広範な参加機会の確保。</li> <li>・ 業者選定過程の透明化、公正化。</li> <li>・ 競争性の確保。</li> <li>・ 発注者の恣意性の排除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適、不誠実事業者の排除が困難。</li> <li>・ 過当競争等による質の低下。</li> <li>・ 入札参加資格審査等、事務量の増加。</li> </ul>

## 【その他】

### 格付け

業者選定に際し、建設・建築工事については、当該年度における発注見込み件数と業者数等を相対的に検討し、それぞれの建設業者の経営力、技術力等を数値化し、格付けを行っている。このことにより、事業者の能力に応じた発注を行うことで適正な工事の施工を確保できるとともに事業者の能力に応じた工事の適正な配分を配意している。

### 予定価格等の公表状況

内容	工事	委託業務等
予定価格	事後公表	事後公表
最低制限価格	未公表（計算式は公表）	設定なし
参加者名	事後公表	事後公表

予定価格等の事前公表については、過大な積算による応札の減少等、積算の妥当性の向上に寄与するとともに価格を探ろうとする不正な働きかけを防止できるという利点はある一方、入札参加者の見積努力が損なわれる可能性があることやくじ引き選定の増加に伴う品質低下を招くおそれがある。また、入札談合が容易に行われる可能性もあり落札価格の高止まりも懸念されることから、導入に際しては慎重な検討が必要である。

## (2) 他自治体における入札制度事例の調査・研究

次に他自治体における入札制度事例等についての調査・研究を行った。主な取り組み内容は下記のとおり。

### 変動型最低制限価格制度

最低制限価格をランダム係数等により応札時に決定する制度で、事前に価格を探ろうとする働きかけ等を排除できる。算定式（基準価格含む）の設定次第では、落札価格が高止まりになる懸念等もあり、十分な検討が必要である。

（参考 - 県内導入自治体）

- ・加古川市、宝塚市、相生市等

### 電子入札制度

発注者と入札参加事業者とをネットワークで結び、一連の入札の手続きをそのネットワーク経由で行う方法であり、入札に係るコストや拘束時間が減少することに伴う業務の効率化とともに参加しやすい環境整備により競争性の向上が期待できる。合わせて、事業者同士が顔を合わせる機会が少なくなることで、談合の可能性を低減できる。

（参考 - 県内導入自治体）

- ・尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市等

### その他

- ・低入札価格調査制度

最低制限価格を下回っても聞き取り調査を経て落札者を決定する。

- ・総合評価落札方式

価格だけでなく価格以外の要素も含めた総合的な観点（実績、雇用面、施工方法、社会貢献度等）から落札者を決定する。

- ・検査体制等の強化

品質低下を回避するための検査を行う専門部署の設置（1級建築士等、専門の検査員確保）や職員のレベルアップを図る。

- ・適正な制度維持のための委員会等の設置

入札、契約過程の透明性や公平性を高め、競争性の確保を図るための第三者機関を設置する。

### (3) 事業者との意見交換

入札制度について、発注者である行政側からの視点だけでなく、受注者である事業者側の視点も考慮する必要もあることから、事業者との意見交換を行った。主な意見は下記の通り。

- ・ 予定価格等の公表については、見積もり精度を高める等、これまでからの企業努力はなくなり、競争性がなくなると思う。
- ・ 格付けについて、基準が基本的な経営事項や身障者の雇用の有無、ISO取得の有無等だけであり、社会貢献度等の評価も取り入れられたい。
- ・ 工期の保守や品質確認及び成果品の出来等による業者判定や地域の評価等、まじめにやっている者が報われるようにしてほしい。
- ・ 変動型最低制限価格制度については、品質保証のための価格設定という最低制限価格の趣旨との整合性が図れないのではないかと。
- ・ 設計事務所やコンサル任せではなく、プロフェッショナルな職員を育ててほしい。職員の積算能力向上等、技能アップに取り組んでほしい。

その他、「制度改革はあくまで手法であり、職員倫理の徹底を求めたい」等の厳しい意見も出された。

## 3. 職員倫理にかかる調査・研究について

---

次に行政関係者のモラルの向上を図るための調査・研究を行った。

### (1) 公判の傍聴

「今回の事件の原因はどこにあったのか。」

捜査の関係もあり、事実関係の全てが明らかにされない中、委員会では平成22年7月8日に開かれた事件の初公判を傍聴することからスタートすることとした。公判で朗読された起訴状については、執行部からの報告と大差のない内容であったが、朗読された内容に対し、「間違いないと認める」という言葉を直接、元職員等の口から聞き、改めて大きな衝撃を受けた。

### (2) 現状把握と今後の方向性について

次に本市における懲戒制度や職員倫理を規定する地方公務員法等について確認を行うとともに、今回の事件を受けて、市の各部署で行われた話し合いの結果報告を受け、市職員の率直な意見等を確認した。

これらの現状を把握する中で、職員間や特別職等とのコミュニケーション不足等、組織の風通しの悪さが大きな課題であると感じる。上司による管理・監

督の徹底はもちろんのこと、部課内における相談体制の確立や情報を共有する体制づくりが必要である。市議会では、平成22年4月に行った行財政改革調査特別委員会の報告及び申し入れ等、これまでからも問題点の指摘やその改善を提言してきたが、再度、風通しの良い組織づくりを求める。

また、篠山市職員汚職・反省と根絶委員会においては、公務員倫理の高揚に向けた取り組みや公正な職務執行の確保のための内部公益通報制度や相談体制の確立等が検討されており、その取り組みの方向性について大きな異論はない。委員会としては、今回の事件を契機に、階層別や職場内研修等の職員研修の充実を図るとともに、公務員としてのあり方を常に意識できる職場環境の構築等により、最も基本的かつ大切な事項である法令遵守(コンプライアンス)の徹底や公務員倫理のさらなる向上を含めた職員の意識改革を強く求める。

あわせて議会としても、職員に不当な圧力を感じさせないような議員活動に留意していきたい。

## 4 . 報告・申し入れ

---

時間的にも制約のある中で調査・研究を行ってきたが、素早い対応が求められることから、報告として取りまとめた。

また、平成22年8月30日には、議長から市長へ申し入れを行った。主な内容は以下の通り。

入札・契約業務等の透明性の向上と不正な働きかけの抑止、職員に対する不当な圧力を防止するために、「変動型最低制限価格制度」や「電子入札制度」等の導入を早急に検討されたい。

法令遵守(コンプライアンス)の徹底や公務員倫理のさらなる向上を含めた職員の意識改革とともに風通しの良い組織の構築に取り組まれたい。





### 3 . 終わりに ~ 一日も早い信頼回復に向けて ~

---

「全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを誓います。」

これは、市職員が採用時に必ず署名するサービスの宣誓からの引用(一部を抜粋)である。ここに宣誓するように、公務員は、その業務性から格段の倫理が求められることは言うまでもない。

この宣誓を忘れたかのような今回の事件は、市政への信頼を大きく失墜させ、決して許されるものではない。

今回の事件を受けて設置した本委員会の活動は、裁判の関係もあり、事実関係が明らかにならない中、本事件の初公判を傍聴することから開始した。その後、本委員会では、より公正、透明で競争性の高い入札制度を確立するための調査・研究及び法令遵守(コンプライアンス)の徹底や職員倫理の向上(職員の意識改革)についての調査・研究を行い、この度、その結果をとりまとめ、議長から市長へ申し入れを行った。

もちろん、これで全てが解決するものではない。このような事件を二度と起こさないために、今回の事件を契機に、職員一人一人の意識の変革とともに組織の変革を強く求める。

失われた市民の信頼を再び得ていくため、一步、一步、確実にその足跡を刻んでいくことを期待するとともに、議会としても引き続き注視していきたい。

#### 【参考】

##### 主な活動経過

平成22年	7月	1日	収賄事件再発防止調査特別委員会設置 第1回収賄事件再発防止調査特別委員会
平成22年	7月	8日	第2回収賄事件再発防止調査特別委員会(公判傍聴)
平成22年	7月	14日	第3回収賄事件再発防止調査特別委員会
平成22年	7月	26日	第4回収賄事件再発防止調査特別委員会
平成22年	8月	11日	第5回収賄事件再発防止調査特別委員会
平成22年	8月	25日	第6回収賄事件再発防止調査特別委員会
平成22年	8月	30日	全員協議会(報告) 市長へ申し入れ